保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第四項、第二百十条の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一条の八十二第二項及び第三項
［略］	

別表第三（第五条関係）

［略］	
保険業法	第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第二百八十五条第一項並びに第三百三条
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第四項、第二百十条の十の二第二項及び第三項並びに第二百十一条の八十二第二項及び第三項
［略］	

別表第四（第八条関係）

［略］	
金融商品取引法	［略］
公認会計士法	第二十八条の四第一項及び第三十四条の十六の三第一項
［略］	
協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十一第一項及び第五十二条の六十第二項、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
［略］	
信用金庫法	第十二条第七項（第二十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第四項
［同上］	

別表第三（第五条関係）

［同上］	
保険業法	第二十一条第二項、第百九十八条第二項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第百七十三条の三、第二百八十五条第一項並びに第三百三条
保険業法施行規則	第五十二条の二十二第四項
［同上］	

別表第四（第八条関係）

［同上］	
金融商品取引法	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	
協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十七第一項及び第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
［同上］	
信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部